

〔関係諸規程〕（資料）

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章 総則

第一章 総則（第一条—第三条）

（名称）

第二章 総長（第四条—第十条）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

第三章 役員及び顧問（第十一条—第二十四条）

（事務所の所在地）

第四章 理事会（第二十五条—第二十七条）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野

第五章 評議員会（第二十八条—第三十九条）

七四二番一に置く。

第六章 商議員会（第四十条）

（目的）

第七章 資産及び会計（第四十一条—第四十七条）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、

第八章 収益事業（第四十八条・第四十九条）

次に掲げる学校及び研究所を設置する。

第九章 基本規定（寄附行為）の変更（第五十条）

一 学校

第十章 合併及び解散（第五十一条・第五十二条）

ア 中央大学

第十一章 公告（第五十三条）

大学院 法学研究科・経済学研究科・

附則

商学研究科・理工学研究科・

文学研究科・総合政策研究科

法学部 法律学科・国際企業関係法学

科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部 経済学科・産業経済学科・

国際経済学科・公共経済学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・

国際経済学科

商学 経営学科・会計学科・商業・

貿易学科・金融学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・

貿易学科

理工学部 数学科・物理学科・土木工学

科・精密機械工学科・電気電

子情報通信工学科・応用化学

科・経営システム工学科・情

報工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気・電子工

学科・応用化学科・経営シス

テム工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科・社

会学科・教育学科

文学部二部 文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化

学科

イ 中央大学高等学校 定時制課程 普通科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による
事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、総長選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、理事会が選任する。

(選考委員会の構成)

第六条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 学長・研究所長及び高等学校長
- 二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人
- 三 理事会で互選した者五人
- 四 評議員会で互選した者若干人
- 五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計

と同数とする。

(選考委員会の議事)

第七条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 選考委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

4 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第八条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第九条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第十条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない

らない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十一条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

一 理事 十八人以上二十二人以内

二 監事 二人又は三人

3 第十二条第一項第一号の理事(以下「職務上理事」

という。)において、総長と学長とが兼ねる場合に

は、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、

十七人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十二条 次に掲げる者を、この法人の理事とする。

一 総長、学長及び事務局長

二 専任教授六人

三 評議員その他の者九人以上十三人以内

2 前項第二号及び第三号の理事は、理事選考委員会

(以下この章において「選考委員会」という。)の選

考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(選考委員会の構成)

第十三条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 総長

二 学長

三 各学部長

四 大学院研究科委員長で互選した者一人

五 研究所長(大学附置研究所の所長を含む。)で

互選した者一人

六 高等学校長で互選した者一人

七 評議員会議長・副議長

八 中央大学学生会会長

九 評議員会で互選した者十一人(この法人の専任

教職員を除く。)

十 事務局長

(理事候補者の推薦等)

第十四条 各学部教授会は、当該学部の専任教授各一人を、理事候補者として選考委員会に推薦する。

2 選考委員会は、前項により推薦された者を、第十二条第一項第二号の理事候補者に選考するものとする。

3 第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第十五条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(理事長)

第十六条 理事長は、理事（職務上理事を除く。）の

うちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。ただし、総長と学長とが兼ねる場合は、この限りでない。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(常任理事の選任)

第十七条 理事の互選によって、常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十八条 監事は、監事選考委員会が評議員その他の者から選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、監事と評議員とは兼ねることができない。

2 前項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

3 監事選考委員会については、第十三条及び第十五条の規定を準用する。

4 監事候補者の推薦については、別に定める。

5 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十九条 役員（職務上理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の決議をもって、役員（職務上理事を除く。）を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第二十条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第二十一条 総長たる理事は、第四条第二項に規定す

る事項について、この法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十二条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十三条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、前項の監査の結果を評議員会に報告する。

3 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十四条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

第四章 理事会

(理事会)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たるとする。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長(大学附置研究所の所長を含む)、情報研究教育センター所長、保健センター所長、国際交流センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十六条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。ただし、この法人の合併及び解散に関する議事は、理事の三分の二以上の多数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十七条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

2 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることができる。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十八条 この法人に評議員会を置き、百五十人以上の評議員をもって組織する。

(評議員の被選資格)

第二十九条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

一 理事長、総長及び学長

二 学部長

三 高等学校長

四 年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員

から選任された者四十九人以内

五 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選

任された者八十七人以内

六 学識経験者その他の者から選任された者若干人

2 前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教

職員である者を含まない。

3 第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の

修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉

利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中

央大学予科・専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として

議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして

学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事

会において学員として議決した者

4 監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。

(評議員の選任)

第三十条 前条第一項第四号から第六号までの評議員

(以下「選任評議員」という。)は、評議員選考委員

会(以下この章において「選考委員会」という。)

の選考した候補者について、評議員会が選任する。

ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決

に加わることはできない。

2 前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任を

する場合に準用する。

(選考委員会の構成)

第三十一条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 理事会で互選した者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各

一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者

二人

四 評議員会議長・副議長

五 選任評議員で互選した者十二人

2 前項第五号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

(選任評議員候補者の推薦)

第三十二条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第三十三条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって

決定する。

(評議員の任期)

第三十四条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十九条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十五条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十六条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、

会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長を決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長(大学附置研究所の所長を含む)、情報研究教育センター所長、保健センター所長及び国際交流センター所長は、評議員会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

7 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項等)

第三十七条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

(委員会)

第三十八条 評議員会は、その権限に属する事項を審

議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(名誉評議員)

第三十九条 この法人に功績顕著であった者を名誉評

議員に委嘱することができる。

2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事

項については、別に定める。

第六章 商議員会

(商議員会)

第四十条 この法人に商議員会を置く。

2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

第七章 資産及び会計

(資産)

第四十一条 この法人の資産は、現有の固定資産及び

流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第四十二条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第四十三条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、

評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第四十四条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第四十五条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十六条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 収益事業

(種類)

第四十八条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十九条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第九章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第五十条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第十章 合併及び解散

(議決の方法)

第五十一条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十一章 公 告

(公告)

第五十三条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け、
た日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け、
た日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

た日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千七百号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百一十一号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項

第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。（役員等に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となった者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百十四人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、平成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二について、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

（評議員の任期に関する特例）

附 則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。

ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数

学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・

施行 昭和二六・三・八
改正 昭和二七・七・二一

情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定(寄附行為)第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (規程第七百十四号)

平成十二年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成十二年四月一日から施行する。

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内

三 常任幹事 二十人以上二十五人以内

四 幹事 八十人以上百人以内

五 会計監事 四人又は五人

六 協議員 七百人以上八百人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、

現任役員が残任期間とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に
応ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に
応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に
応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることは
できない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認めら

れる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は30歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることは
できない。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、
招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに學員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員

会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学生会会費収入(以下「会費」という。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学生となったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三

月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならぬ。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条件第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものと同みなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入

を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならぬ。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年三月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

附則

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・三三、平一〇・五・一四、平一一・五・一三、平一二・五・一五)

第一条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学
員会の支部とする。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法
律学を教授している講師以上の者。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人

司法試験合格者、又は外国の法曹で本会

中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司

の目的に賛同して入会した者。

法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与すること
を目的とする。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹
事会の承認を得なければならない。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の
事業を行う。

第四条の二 会員は、幹事長に届け出て、退会するこ
とができる。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す
ること

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会
の議決によりこれを退会させることができる。

二 会報及び会員名簿の発行

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

三 研究会、講演会及び座談会の開催

二 本会の秩序をみだしたとき

四 その他必要と認める事業

第五条 本会に、次の役員を置く。

第四条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 十三名

三 常任幹事 百名以内

四 幹事 千名以内

五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長八名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の

諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年五月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第十三条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条之二 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十七条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第六条第二項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第十八条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年一回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長三名以上の連署による請求を受

けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第一三条の二の改正規定は、平成二年五月一六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

附則

第四条第一項、第四条の二、第五条第三号、同第四号、第十四条の改正規定は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成一一年五月一三日か

ら施行する。

附則

第五条第二号、第六条第二項但書、第十七条第四項並びに第五項の改正規定、第十八条の新設規定は、平成十三年五月一日から施行する。

会員の請求による臨時總會招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時總會の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第六条第一項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より 二五〇名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より一二五名以内

三 第二東京弁護士会所属会員中より一二五名以内

四 都内各裁判所所属会員

(判事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内

五 都内各檢察庁所属会員

(検事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内

六 その他の正会員または準会員の中より

二〇名以内

七 左記の各支部(分会を含む)所属会員中より

四〇〇名以内

1 関 東 支部(仮称) 若干名

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局（以下「事務局」とい
う。）に次の職員を置く。

一 事務局長 一名

二 事務局次長 若干名

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経
て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事
務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当
事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び
事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正すること
ができる。

附 則

この規則は、平成二年五月一六日から施行する。

2 関西（近畿）支部（仮称） 若干名

3 中 部 支部（仮称） 若干名

4 中 国 支部（仮称） 若干名

5 九 州 支部（仮称） 若干名

6 東 北 支部（仮称） 若干名

7 北 海 道 支部（仮称） 若干名

8 四 国 支部（仮称） 若干名

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあると
きは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附 則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第二条各号の改正規程は、平成一〇年五月一四日から
施行する。

附 則

第二条第七号の新設規程は、平成一三年五月一五日か
ら施行する。

中央大学法曹会会費規則

附則

第一条（趣旨）この規程は、中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第十四条第二項に基づき、会費の納入について定める。

第二条（会費）

一 都内所属会員の会費は、年額金三、〇〇〇円とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員一名につき年額金二、五〇〇円を本会の会費とする。

三 役員（本会会則第五条記載の者）は、年額金一万円を負担する。

第三条（納入の時期・方法）会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

第四条（改正）この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成九年二月四日から施行する。

第二条の改正規則は、平成十三年五月十五日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

第一条（趣旨）この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第十七条第一項に基づき、本会の支部の設置について定める。

第二条（支部の設置）本会の幹事会の承認を経て、各高等裁判所（以下「高裁」という。）管内（東京（本部）を除く関東（以下「関東」という。）・関西（近畿）・中部・中国・九州・東北・北海道・四国）ごとに八支部を設置することができる。

第三条（会員）支部は、当該高裁管内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律

学を教授している講師以上の者。

附則

この規程は、平成一三年五月一五日から施行する。

2 準会員 中央大学の学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

毎年度司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規

第四条（支部長） 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、中

2 支部長は、幹事長にその支部の役員の名を届けなければならない。

央大学在学学生及び卒業生にして、施行年度において司法試験第二次試験に合格した者に対して、中大法曹としての自覚を促し、その象徴として象牙印鑑を

第五条（会費） 支部は、会費を定め、所属会員から徴収した会費のうち、本会の会費として、会員一人につき年額金二、五〇〇円を本会に一括送金する。

贈呈することによって、中大法曹としての誇りと榮譽を讃え、今後、後進の指導等の中央大学の新たな発展に寄与することを期待して本内規を創設する。

第六条（会則等の準用） 支部の總會、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

第二条（贈呈方法）

第七条（分会の設置） 支部は、当該高裁管内における府県単位の分会（但し、北海道支部は、地方裁判所管内における分会。）を設置することができる。

本会執行部は、大学または委員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者を駿河台記念館に招待し、前条の印鑑を贈呈する。

第八条（改正） この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

第三条（印刻）

前条の印鑑を受領した合格者は、交付当日、贈呈式に出席している印章店に対して、自己の希望する

書体の印刷を無料にて注文することができる。

第四条（費用）

本会執行部は、毎年はじめ凡そ一〇〇個の予算を計上しておくものとする。

第五条（附則）

本内規は、平成一〇年五月から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続くようとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

第二条（表彰方法）

本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年三月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大

学法曹会賞」を授与する。

第三条（選考方法）

大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

第四条（表彰内容）

第二条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

第五条（施行）

本内規は、平成一一年三月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程（案）

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

第一条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第二条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験

者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第三条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第四条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前二条に準じ弔慰を表すことが出来る。

第五条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認める

ときは、前項と同様とする。

第七条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

げない。

第一条 本会に、人事委員会(以下「本委員会」とい
う)を置く。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置く、必要に応じ
副委員長若干名を置くことができる。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本
会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に
推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある

(委員会の構成)

ときは、委員長に代わる。

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

(会議)

一、東京弁護士会ブロック 四名

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随

二、第一東京弁護士会ブロック 二名

時招集し、審議答申する。

三、第二東京弁護士会ブロック 二名

(幹事長等の出席)

六、裁判所、公証人ブロック 一名

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長

七、検察庁、公証人ブロック 一名

および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の任期)

付 則

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再選を妨

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に、法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師

三、東京弁護士会ブロック

四、第一東京弁護士会ブロック

五、第二東京弁護士会ブロック

六、裁判所ブロック

七、検察庁

四名以内

四名以内

二名以内

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招

集する。

附 則

この規程は、平成六年二月九日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学

法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回

答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会選出の

学校法人中央大学評議員

若干名

二、東京弁護士会ブロック

二四名以内

三、第一東京弁護士会ブロック

十一名以内

四、第二東京弁護士会ブロック

十一名以内

五、裁判所ブロック

二名以内

六、検察庁、公証人ブロック

二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐

し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委

員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、

委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委

員長がこれを招集する。ただし、委員長は、一〇名

以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく

委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第七条 本委員会に、事務局担当者置き、委員会の

設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員

会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成六年三月二三日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。付

則本規則は、平成六年三月二三日から施行する。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。委員長は、会議を主

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第一条 本会に、広報委員会（以下「本委員会」とい
う。）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・
発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動
を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一五名以内とし、本会幹
事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を
妨げない。

(委員長・副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名、
副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある
ときはその職務を代行する。

(事務局)

第六条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付則

本規則は、平成一二年五月二日から施行する。
(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第四条の定め
にかかわらず、平成一三年の本会幹事会において新委
員が選任される日までとする。

中央大学法曹会〇〇支部会則（案）

第一条 本会は、中央大学法曹会〇〇支部と称し、

「中大法曹〇〇支部」と略称する。

2 本会は、本会事務所を〇〇道・府・県〇〇市内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、

中央大学学生会支部である中央大学法曹会（以下

「本部」という。）の支部として学校法人中央大学

（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、

法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会は〇〇高等裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者で次の二種の会員をもって組織する。

一 正会員 中央大学学生である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学生である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会員として入会しようとする者は、幹事会の承認を得なければならない。

3 本会員は、本部会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会員となる。

第四条の二 本会員は、支部長に届け出て、退会することができる。

2 本会員が退会した場合には、当然、本会員も退会とする。

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 支部長 一名

二 副支部長 三名以内

三 連絡担当幹事 一名

但し、支部長が兼任することを妨げない。

四 幹事 若干名

五 会計監事 二名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

2 支部長、副支部長及び連絡担当幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議を経てこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会に出席し、意見を述べる

ことができる。

第九条 支部長は、本会を代表し会務を掌理する。

2 支部長は、本部の副幹事長を兼務する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

4 連絡担当幹事は、本部並びに本会会員相互間の事務連絡を行う。

5 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行う。

6 会計監事は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年四月中に支部長が召集する。

2 支部長が必要と認めるときは、臨時総会を召集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上支部長の召集により

これを開く。

2 支部長は、過半数に当たる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を召集しなければならない。

3 幹事会は、支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部から求められた事項、中央大学の理事、監事、評議員、商議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て別に定める。

3 本会は、会費のうち、本部の会費として会員一名につき年額金二、五〇〇円を本部に一括して送金する。

第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年

三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十六条 本会は、当該高等裁判所管内における府県単位の分会（但し、北海道支部は、地方裁判所管内における分会。）を設置することができる。

附則

この会則は、平成〇〇年〇月〇〇日から施行する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則（案）

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

（設置）

第一条 本会に、機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（本委員会の目的）

第二条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を實行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

（委員会の構成）

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長、副委員長）

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

（委員会）

第六条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

（幹事長等の出席）

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第八条 本委員会に事務局担当者置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名

する。

付 則

本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成一三年一二月四日制定)

第一条 正副委員長は任期三年とする。

第二条 委員長は事務局を設置することができる。

事務局員の任期は三年とする。

第三条 期別責任者は三年毎に見直すものとする。

第四条 委員長は、少なくとも三ヶ月に一回委員会を招集する。

委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第五条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも二ヶ月に一度文書を以って報告しなければならない。

第六条 委員会は平成二十四年三月末を以って解散する。

中央大学法曹会テミスを育む会

運営委員会（仮称）規則（案）

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

げない。

平成一五年五月一日 定時総会承認予定

（委員長、副委員長）

（設置）

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を

第一条 本会に、テミスを育む会運営委員会（以下

置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名

「本委員会」という。）を置く。

を置くことができる。

（本委員会の目的）

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員

第二条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員

長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を

（委員会）

物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学

第六条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長とな

院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉

る。

学を支援することを目的とする。

（部会の編成）

（委員会の構成）

第七条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部会

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事

を置くことができる。

会において選任する。

（基金の徴収）

（委員の任期）

第八条 委員会は、委員会の活動に必要と認められる

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨

ときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を

募ることができる。

(幹事長等の出席)

第九条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第一〇条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。